



社会保険労務士法人国際労務パートナーズ 事務所だより

2019年3月号

桜の美しい季節となりました。みなさまはどこで桜を楽しみますか？

「事務所だより 3月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 働き方改革の準備は進んでいますか？
- 2 任意継続の保険料上限額が変更になります
- 3 雇用契約書を作成していますか？
- 4 当事務所から

働き方改革の準備は進んでいますか？

政府の重要政策である「働き方改革」に関する法令が 2019 年 4 月から順次 施行されていきます。「働き方改革」は今後の労働力不足を解消し、出生率を上昇させ、労働生産性を向上させるために重要な施策ですが、その内容は盛りだくさんであり、企業側の対応は簡単ではありません。今回は「働き方改革」で何が変わるのか、企業としてどのような対応がまず必要なのかをご案内します。

1. 「働き方改革」で変わること

- (1) 非正規雇用の待遇改善
- (2) 長時間労働の是正
- (3) 柔軟な働き方ができる環境づくり
- (4) ダイバーシティの推進
- (5) 賃金引き上げと労働生産性向上
- (6) 再就職支援と人材育成
- (7) ハラスメント防止対策

2. 対応すべき改正点(2019 年 4 月)

- ・ 残業時間の上限規制（中小企業は 2020 年 4 月より）
- ・ 年 5 日間の年次有給休暇の取得義務化
- ・ 労働時間の客観的な把握義務化
- ・ 産業医の活動環境の整備
- ・ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保（2020 年 4 月より。
但し中小企業は 2021 年 4 月より）

その他改正点が多々ありますので厚生労働省のHP等で確認が必要です。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000474499.pdf>

任意継続の保険料上限額が変更になります

会社を退職し、健康保険の被保険者の資格を失ったときは、一定の条件のもとで個人の希望により任意継続被保険者として健康保険に入り続けることができます。この度、協会けんぽの任意継続保険料の上限額が変更されることになりました。（健康保険組合加入の事業所については、それぞれの健康保険組合にご確認ください）

（任意継続被保険者となるための条件）

- ・退職までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること。
- ・退職の翌日から20日以内に被保険者となるための届出をすること。

（保険料）

- ・退職時の標準報酬月額×保険料率。但し、退職時の標準報酬月額が30万円を超えていた場合は標準報酬月額は30万円として計算。
（平成31年3月までは28万円）



【詳しい内容はこちらをクリック】

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g6/cat650>

雇用契約書を作成していますか？

会社は従業員を採用する際、正社員やパートタイマーにかかわらず、賃金や労働時間など特に重要な労働条件を書面で明示することが法令で義務付けられています。これは労働条件をあいまいにしたまま従業員を採用すると「約束した条件とは違う！」といったトラブルが発生する可能性があるからです。労働条件を労働条件通知書や雇用契約書、就業規則などの書面で従業員に明示していますか？

当事務所では、これらの書面作成でお困りのお客様をサポートさせていただいております。また、外国人従業員向けに英語版の作成も承っておりますので、お気軽にご相談ください。



当事務所から



事務所日より3月号はいかがでしょう。

今回取り上げた「働き方改革」ですが、日本の将来のために日本人の働き方を大きく変える重要な施策と言えます。企業側としては多くの課題を与えられたような印象ですが、「働き方改革」は「働かせ方改革」とも言えますね。働かせ方のチェンジは業績アップのチャンスかもしれません。



International HR Partners

社会保険労務士法人 国際労務パートナーズ

〒107-052 東京都港区赤坂7-5-6-408

tel:03-5544-8538 fax:03-5544-8539

特定社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー

藤井真由美